

被告・文科省の「ペテン的論法」を指弾する！——原告再反論

〔編集部〕

一昨年9月の自由社による提訴で始まった「文科省違法検定」国賠訴訟は、一年半が経過しました。これまでに、①原告訴状↓②被告主張（訴状に対する反論）↓③原告反論↓④被告による再反論（第4準備書面）、と進んできています。

なお、本誌昨年11月号では③までを報告しています。その後、今年2月に被告から④が提出され、それに対し⑤原告からの再反論を4月中旬に裁判所に提出しました。

今回は④被告から出された再反論に対しての⑤原告再反論を一部紹介いたします。

*紙面の都合上、④を掲載しておりませんが、下記⑤原告再反論（一部省略）をお読みいただければ、被告主張含めたこれまでの流れはご理解いただけます。なお、④については「文科省不正検定を正す会」HPに全文掲載しております。

■廁は建物、便所は道具？

①長屋の一角

〈該当部分〉

「長屋の一角」を示す写真と「四畳半」を示す写真

〈検定意見〉

生徒が誤解する恐れのある表現である。（移っているものが復元されたものであるかわからない）

被告は繰り返し、原告の写真のキャプションには「長屋の一角」と建物を示す言葉があり、建物には「復元」が必要だと主張する。一方で、学び舎の写真のキャプションには建物を示す言葉がないので「復元」を書く必要はないと主張してきた。

ところが、番号2「エルサレム」の原告の写真には、キャプションが「エルサレムユダヤ教・キリスト教・イスラム教の3つの聖地が重なっています」と書かれているにもかかわらず被告は、写真に世界遺産の

建物が写っているから世界遺産マークが欠落しているとして検定意見を付けた。その際「写真の示す内容はキャプションの記述だけから判断されるものではない」とも主張した。

この伝でゆけば、当該長屋の写真について、学び舎の写真のキャプションには建物という言葉はないものの写真には長屋の建物が原告の申請図書の写真と同程度の割合で明確に写っている。それゆえ、原告に「復元」の記述を求めたのであれば、学び舎に対して同じ検定意見を付けなければならぬ。それをしないのはダブルスタであり、違法検定である。

なお、被告は、文化庁文化審議会の復元に関する基準（甲第5号証）は、令和2年4月17日に決定・公表されたものであるから、当該基準を根拠に本件検定における検定意見の適否を論じることはできないと主



張するが、当該基準に依らなくても「復元」は一般に「もとの位置、形態に戻すこと」（広辞苑第二版）とあり、「復元」という概念において「もとの位置」というファクターは不可欠である。従って、博物館の中の模型の建物は元の位置にあるものではないから「復元」と注記することは不適切である。

被告は、また、【申請図書上において描写された建造物については、生徒において当該建造物が現物か再現されたものかを理解することが有益であることから、当該建造物が復元物である場合には「復元」と明示することが求められる。】とする。

しかし、ここで「現物」と「再現されたもの」という対比はスリカエである。「現物」と「その場に再現されたもの」を対比すべきで、その場に再現されているからこそ、それを見る人が現物と誤解しかねないので「復元」の注記が必要となる。本件に当てはめれば、繰り返すが博物館にある建物は、もとの位置にあるものではないから、現物と説明する余地がないから「復元」と注記する必要がそもそもないのである。

また、被告はこのことに関し、【当該写真が博物館の一部であることを示す記述がないこと、あたかも現物のように見えるお

それがあることから】などと主張するが、この写真は「深川江戸資料館に行つて分かったこと」というタイトルの枠の中の記述であり、博物館の中にあることは間違いのしようがない。

さらにもう一つ、被告の主張の矛盾を指摘しておく。被告第4準備書面では、「廁」について広辞苑の説明をつけて建築物と断定しているが、一方、被告第2準備書面では、学び舎の申請図書の記述については【共同井戸】「便所」及び「ごみ溜め」はいずれも設備ないし道具である】として、検定意見を付さなかったとする。

同じ写真であったも、本件図書の「廁」は建物で、学び舎の「便所」（＝廁）は道具である。これが被告の主張なのである。

■原告の指摘した「被告主張の矛盾」に答えられず

② ロンドン海軍軍縮条約

〈該当記述〉

補助艦の比率が10:10:七に定め

られ…

〈検定意見〉

不正確である。

被告は原告第2準備書面の下記主張に何ら反論していない。反論できないのである。

「翌年の検定再申請教科書では、「米英日の補助艦の比率がほぼ10:10:7に定められ、危機感を抱く軍人も増えました。」と記述して検定を合格した。しかし、「ほぼ」の追記だけで合格としたところで、これを読む生徒は、被告の主張するところの、軍人が危機感を抱くことになった原因について全く理解できない。被告の主張通りなら「米英日の補助艦の比率が対米7に達しなかったので、危機感を抱く軍人も増えました」としなければならぬはずである。主張との明らかな矛盾が生じている。」

「ほぼ10:10:7」の記述を認めることは、元々軍人たちが「対欧米比率7」割そのものに不満をもつたと認識することを許容していることになる。被告の元来主張する「7割に満たなかったから」というものは全く反映されない記述になることを認めたのだ。

■「証拠資料」を自ら作って提出

③ オリンピックの参加国数

〈該当記述〉

オリンピックに九十三か国五五〇八人が参加しました。

〈検定意見〉

生徒が誤解する恐れのある表現である。

(93か国)

被告は第4準備書面以下での通り述べている。【教科書検定においては、当該検定年度の検定時を基準として、申請図書の記事が検定基準に照らして適正か否かを判断しており】。

ではそれに沿って被告の主張を整理する。

・平成26年度検定時の基準（93か国〇）
・令和元年（94か国〇 93か国×）
・令和2年（94か国× 93の国と地域のみ〇）

検定毎にコロナと適否の判断が変わっているのがわかる。当然、適否の判断の変更は教科書会社には事前には知らされていない。そもそも、適否の判断がこれだけ変わるのだから、変更の根拠は絶対に必要となる。

よって改めて下記を求めらるることとする。

①各年度の検定時を基準とした際の、適否の判断の根拠を全て示せ
②それらの適否の判断の変更は、いつ、どの会議において審議され、正式に決定したのか。その会議録を求めらる。

仮にこの二つの資料を証拠として出せないとすれば、恣意的な適否をして後付けを行っていると言われても仕方ない。

さらに被告の第4準備書面には極めて不可解な言及がある。日本文教出版の訂正申請について【令和2年度の検定手続においては、東京オリンピックへの参加主体に「国」と「地域」の双方が含まれる実態をより重視し、「国」のみを明示した記述は、生徒が誤解するおそれのある表現であると判断することとした。そのため、日本文教出版が

令和2年度に行った、「94か国」を「93の国と地域」とする旨の訂正申請については、この令和2年度時点における方針に基づき、「94か国」と「国」のみを明示した記述は生徒が誤解するおそれのある表現であると判断し、これを「93の国と地域」と訂正することを検定規則14条1項に基づく訂正として承認するに至ったものである。】

被告が令和2年度検定時の基準を適用すると、日本文教出版が「94か国」を「93の国と地域」と訂正してきたので、これ（「94か国」）については生徒が誤解するおそれのある表現だから、日本文教出版の訂正を認めた、ということだ。

そもそも日本文教出版は「94か国」で合格しているのだから、わざわざ訂正申請などする必要がない。上にも述べた通りで、適否の変更など各社に通知されない。にもか

わらず自らの判断で必要のない訂正申請を行ったのだ。日本文教出版は適否の変更を知っていたのか。非常に不可解な話である。同社は被告文科省のアリバイ作りに協力させられたと見られても仕方がない。

もう一つ、呆れる事実を付け加える。被告の今回の釈明に、被告の令和2年度検定時の適否変更の「根拠」となったと推測される、新たに令和2年に公開された「93の国と地域」が記述された論文を証拠にあげてきたが、その奥付に注目してほしい。この著書の編集委員に、あるうことか、まさに原告自由社教科書の令和元年度検定を担当した、被告文科省の当事者である小宮氏が名を連ねているのだ。

令和元年度検定以降に、原告側から参加回数についての根拠を再三求められ、困り果てた被告が、都合のいい証拠を自ら作り上げ、堂々と提出してきたのだ。この行為自体が本訴訟を愚弄するものである。

■「論理のすり替え」を指摘され、苦し紛れの言い訳

④レザノフ来航

〈該当記述〉

一八〇四（文化元）年にはレザノフが

派遣されて幕府に通商を求めました。幕府が鎖国を理由に拒否すると、彼らは樺太や択捉島にある日本人の居留地を襲撃し日本人を殺傷しました。

〔検定意見〕

生徒が誤解するおそれのある表現である。(幕府の通商拒否と日本人居留地襲撃との時間的関係)

本件の被告の主張の変遷を見るとかなり無理がある。被告の第4準備書面では、【被告国が『攻撃の主体』についてまで言及したのは、検定意見の趣旨と、検定手続において原告が主体に係る主張を行っていたという経緯を踏まえたものであり】(下線は引用者)とある。

しかし被告主張では「まで」ではなく、「攻撃の主体」に「しか」具体的に言及していないではないか。

本来ならば検定意見の争点である「時間的關係」について、被告は第2準備書面の時点で、今回の第4準備書面の具体的な主張をするはずだ。しかし、それをせずに、「攻撃の主体」の話をしたということは、その時点ではうまい理由が思いつかずできなかった証左である。

そして、原告第2準備書面で「論理のす

り替え」を指摘され、否応なしに今回の書面では半ば無理やり反論をしてきたのである。この1点を見ても、被告の主張の多くが姑息な「後付け」であることが見て取れるのだ。

しかもその無理やりの反論が極めてお粗末である。他2社は文章が2つに分かれているから誤解しない、という。しかし、時間的前後関係を表現するのは二文であろうと一文であろうとどちらも文として可能であり、一文か二文かで時間的關係が異なるという日本語のルールは存在しない。

なお、各社高校教科書を調べたところ、原告と同様、当該記述部分の文章が一文であるものが2社あったので証拠として提出する。被告による新たなダブスタ事例である。

■552年は6世紀前半？

⑤ 仏教伝来

〔該当記述〕

欽明天皇の治世であった五五二年、金銅(銅・青銅の金メッキ)の仏像と経典を大和朝廷に献上しました。これを仏教伝来といいます。

〔検定意見〕

生徒が誤解するおそれのある表現であ

る。(仏教伝来の年についての 現在の学説状況)

原告の第2準備書面の指摘に対し、被告第4準備書面では、具体的な年次が示されていた場合は、学術状況に照らして双方の説に触れる必要があるが、具体的な年次さえなければ、「6世紀前半」などの概括的記述の場合は、その必要はないと主張する。

しかしながら、山川、東書の記述について「6世紀半ば」という表現には538年及び552年の双方が含まれると解しうることから双方の学説を包含するものと評価することが可能である」とした。

であるならば、一方の「6世紀前半」は、「538年及び552年の双方が含まれると解しうる」のか。イエスカノーか、文科省の見解を求める。もし、解しえないなら論理上「双方の学説を包含するものと評価すること」は不可能となる。

■絵画の正式名称は不正確でも問題なし？

⑥ ヘリー神奈川上陸図

〔該当記述〕

タイトル「ヘリー神奈川上陸図」

〔検定意見〕

不正確である。

被告の反論の最後に【なお、原告は、育鵬社の申請図書について検定意見が付されなかったことを論難するが、その理由は被告国準備書面に述べたとおりである】として、被告は原告第2準備書面の指摘に具体的に答えていない。

原告の問題視した被告第2準備書面の当該記述は以下の通りである。

【原告の挙げる育鵬社の申請図書における「⑤ペリー・神奈川上陸図」の絵画は、「(東京国立博物館蔵)」との記述があり、同館所蔵の絵画を「神奈川上陸図」と示していることから、「提督」との肩書の有無という点において東京国立博物館蔵の絵画の正式名称と乖離が多少あるもの() 本件申請図書のような双方の絵画を同定する上で重要となる「横浜上陸」・「神奈川上陸」の表記の不一致はなく、検定基準上の「誤り」ないし「不正確」とまで評価することができない】。(下線は引用者)

原告には絵画の名称として厳格に正確な名前を求めた一方で、育鵬社には「多少の乖離」を認めるのだ。そして上記文脈を見る限り、被告が育鵬社のキャプションを「絵画の名称」と認識していることは明らかである以上、これはダブルスタンダードと言

われても仕方がないだろう。

なお、被告第4準備書面には、原告第2準備書面に対して【「ペリー・神奈川上陸図」という表記が当該絵画の名称として不正確なものであることは認めつつ、当該ページでは不正確であっても問題ない旨主張するようである】との記述があるが、それはまさに、上に書いた通り被告のやろうとしていることそのものである。

■ 高校用教科書は証拠にならず？

⑦ 「関ヶ原の合戦」の毛利輝元

〈該当記述〉

輝元の時代には豊臣秀吉政権の重臣となり、関ヶ原の戦いでは西軍の大將格として徳川家康に敗北しました。

〈検定意見〉

生徒が誤解するおそれのある表現である。(輝元が関ヶ原で実際に戦闘に参加したかのように誤解する。)

被告第4準備書面ではまた驚くべき主張を展開してきた。原告が証拠として提出した他社高校教科書の記述について、【当該各図書は「高校用」であるだけでなく、本件検定の対象でもなかったものであることから、本件訴訟手続において、本件検定の適

法性を判断することとの関係においては、本件申請図書と比較するべき対象ではない】という意味不明の主張を展開する。

この当該図書は、原告が証拠資料として正確性があると判断したから提出しているのである。そして小・中・高の歴史教科書は全て同じ教科書調査官が担当する。当然ながら記述の解釈は変わらない。それとも、自ら検定でお墨付きを与えているものが不正確で証拠として成り立たないとも主張するのか。さらに「本件検定の対象でもなかったもの」なことは自明であり、この言葉は何の意味もたない。

よって当該高校用教科書は本件申請図書と比較するべき対象であることは明らかである。ダブルスタンダードは成立する。

■ コロコロと変わる原則

⑧ 『リミッド』

〈該当記述〉

約2500年前のギリシャの歴史家で、「歴史の父」と呼ばれるヘロドトスは、『歴史』という本で、「大ピラミッドは、10万人の奴隷が20年間働いて造ったもので、クフ王という残忍な王の墓である」と書きましました。

〔検定意見〕

生徒が誤解するおそれのある表現である。(引用であるかのように誤解する)

これまでの「」の引用に関する双方の主張について順をおって整理する。

まず、被告第3準備書面中、【なお、原告は、「限られたスペースに収めるために(中略)要約した。普通に行われていることである。(中略)」「は直接引用に限るという文章構成上の規則はない。」とも主張するが、かき括弧を付すことにより引用であることを示すというものは一般に行われているものといえる】とした。

その主張に対し、原告第3準備書面において、東京書籍の『破壊』の記述が、「」をつけて要約引用をしているがこれに検定意見が付されていない、と指摘したところ、被告は一転して、第4準備書面では【「」は直接引用で用いるべきという前提になっ

ていない】としてきた。

以上により、被告は、「」に規則はないということを認めたということになる。その上で、当該記述については、「」を使用し、その書きぶりから要約でないこと判断するとして【これがあたかも正確な引

用と誤解されることのないよう、要約である旨を明示したり、そのままの引用ではないことが分かるような工夫がされるべきである】とする。

しかし、その一方で、東書の『破壊』については、【差別されないために、自分が被差別部落出身であることを他人に明かすな】という記述部分は、「破戒」の内容を解説するコラムの一部であり、全体としてそのままの引用ではなく要約だと判断できる内容になっている】とする。要約である工夫がなくとも、これは要約と判断できるからいい、というわけだ。

結局、要約か否か、の判断に明確なルールはなく、被告の恣意的な判断一つなのだ。呆れる主張だ。

■都合のいい「切り取り」で論理展開

⑨争いのない社会

〈該当部分〉

「外の目から見た日本 盗みがなく、

争いの少ない社会」(全体)

〈検定意見〉

生徒にとつて理解し難い表現である。

(同ページ囲み「魏志倭人伝より」及び

34ページ15〜17行目との関連)

被告第4準備書面で、被告は原告当該検定図書「都合のいい「切り取り」を行っている。

争点となるミニコラム⑧の説明には「倭人(日本人)の性格と倭人社会の特徴が書かれている(下線は引用者)とあるところ、被告は【⑧の記述は、「倭人社会の特徴」を説明する文脈で紹介されており、】と、被告に都合の悪い「倭人の性格」をわざわざ抜いて、都合のいい部分だけでその後の論を展開している。⑧の記述は、「倭人の性格」が先にあるように人の特色を説明したものであることは明白で、実際、この⑧を読めば「人」の特色であると誰もが理解できる。よって、被告のいうところの【争いの少ない】や「争いごとが少ない」とは倭人社会における共同体間の争いとも理解できる)と都合よくはならない。従って共同体間の争いについての⑦や本文の記述とは何ら矛盾をしない。

都合のいいところだけをつまみ出し、結果として「〜という理解もできる」といった被告お得意のペテン論法は通用しない。